

2027年度 緑・芸術文化活動支援事業 募集要項

支援対象イベント募集

緑区内で文化イベントを開催しませんか？

区役所が開催を支援します！

【重要】 今回の募集からここが変わります！

▶ 補助金上限額

事業区分ごとに異なっていた上限額を見直し、
全区分15万円に統一しました。

▶ 補助金交付回数

(旧) 各事業区分ごとに最大3回まで
(新) 全事業区分を通じて通算3回まで(2024年度起算)

▶ 団体要件

補助金申請にあたって必要な団体要件(活動実績や
団体構成等)を新たに設けました。

▶ 施設優先予約

対象施設を「みどりアートパーク」及び「緑公会堂」に
指定し、申請可能な日数等の条件を設定しました。



申込
締切

イベント実施時期	申込締切(必着)
2027年度上半期(2027年4月1日～ 2027年9月30日)に実施するイベント	2026年8月3日(月) 17時
2027年度下半期(2027年10月1日～ 2028年3月31日)に実施するイベント	2027年1月14日(木) 17時

※締切後の申請受付や提出書類の修正等はできませんので、十分な余裕を持って申請してください。

■主な改正内容（過去に申請した方へ）

＜改正の趣旨＞		
制度の公平性向上と団体の自立的活動の促進を図るとともに、活動の充実や規模拡大などステップアップを目指す取組を支援し、芸術文化の裾野拡大を目的として制度を見直しました。		
主な変更点	これまで	今回（改正後）
補助金交付 対象事業・上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て枠 ・インクルージョン枠 } 10万円 ・アマチュア枠：20万円 ・新進芸術家枠：30万円 	事業区分ごとの上限額を見直し統一 上限 15万円
交付回数	各枠最大3回	通算3回（2024年度から起算）
補助金申請の 団体要件	-	活動実績（1年以上）などの要件を新設 ※詳細は次頁
優先予約対象施設	区内の公共施設	以下の施設を指定 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりアートパーク ・緑公会堂 ※詳細条件は次頁

「これまで」と「今回」の主な違いは、文中に記載の「★改正ポイント①～③」をご確認ください。

1 募集対象のイベント

次の項目をすべて満たす文化イベント ※書類審査あり

【文化イベントの例：音楽・美術・演劇・芸能などのコンサート、展示、ワークショップ等】

- (1) 2027年4月1日から2028年3月31日までに実施する事業であること
- (2) 緑区内を主たる会場とした芸術文化振興事業であること
- (3) 公益的な事業であり、区民が身近な場所で芸術文化活動に参加できる機会を提供し、参加の機会が広く緑区民に開かれている事業であって、申請団体の活動実績を踏まえ、活動内容の充実や事業規模の拡充等、今後の発展が見込まれ、区内における芸術文化活動の広がりや区民の参加機会の拡大に寄与するものと認められる事業であること
- (4) 申請団体は3名以上の構成員から成ること
- (5) 団体の構成員又は会員の親睦や交流を主たる目的とする事業でないこと
- (6) 申請団体の設立趣旨、活動内容、役員体制など団体の存在が明確であり、自主的に事業を実施できる体制が確立されていること
- (7) 日程、内容等が具体化しており、実現性のある事業であること
- (8) 営利を目的としない事業であること
- (9) 政治活動や宗教活動に関する事業でないこと
- (10) 公序良俗に反しない事業であること
- (11) 補助金の交付を申請する事業にあっては、3頁の「補助金交付対象事業」のいずれかの規定を満たすと同時に、次の「2 補助金交付申請を行う団体の要件」をすべて満たすこと

2 補助金交付申請を行う団体の要件 **★改正ポイント①**

補助金交付申請をする事業にあつては、以下の団体要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 申請団体の構成員の過半数が横浜市内に住民登録を有していること
- (2) 主たる活動場所が緑区内であること
- (3) 2026年4月1日時点で、市内において1年を超えて継続して芸術文化活動を行っており、かつ、当該日以前1年間に市内公共施設（公園及び道路を除く。）を会場とした自主企画による芸術文化事業（団体の親睦又は交流を主たる目的とするものを除く。）を1回以上実施していること。
(補足)
当該団体としての活動実績を要し、名称変更等があつても実質同一と認められる場合は同一団体として扱い、活動実績は通算して判断します。
- (4) 同一人物が複数団体で役職を担う、または運営に実質的に関与しているとみなされる場合、それらの団体が申請する事業は補助対象外とし、採択しません。なお、「役職」とは、団体の意思決定や事業の企画・実施、会計・事務の管理に責任または権限を持つ立場をいいます（名称は問いません）。※該当する場合は事前に団体間で調整ください。

3 緑区役所による支援内容

(1) 施設の優先予約 **★改正ポイント②**

※施設状況等により優先予約ができない場合があります（予約を保証するものではありません）。

<対象施設>

みどりアートパークまたは**緑公会堂**

※その他の施設（地区センター、緑スポーツセンター等）をご利用の場合は、各施設へ直接お問い合わせのうえ、施設の確保をお願いします。

<音楽・演劇等の場合>

- 原則、本番日のみ優先予約が可能です。
- 前日の設営準備が必要で、かつ前日が平日に限り、施設が認めた場合は前日も優先予約が可能です。※前日が土日祝日の場合は対象外
- 土日祝日の優先予約は、月1日まで（2コマ以上の利用が必須）、かつ同一年度内で2回までとします。
※緑公会堂の昼間（9～17時）の利用は2コマとして扱います。
※日付をまたぐ連続利用はできません。
- 本番日以外の、練習のみを目的とした優先予約はできません。

<作品展示の場合>

- 優先予約の対象会場は、みどりアートパークギャラリーに限ります。
- 搬入・搬出日を含め、連続7日間まで申請できます。

(2) 区内での広報・PR

- 広報よこはま緑区版への掲載（紙面の都合により掲載できない場合があります。）
- 区役所や区内公共施設でのチラシ配架、緑区ウェブページ等でのお知らせ

(3) 緑区の名義使用

緑区の名義（共催または後援）を使用することができます。

イベントに関するチラシ・ポスター等の配布物には、「緑・芸術文化活動支援事業」と明記してください。なお、配布物は事前に緑区で確認をさせていただきます。その際、内容及び表記について修正の指示があった場合は、これにご対応いただきます。また、区の確認が完了する前の印刷・配布はできません。

<申請可能な名義について>

共催名義	補助金交付対象のイベント
後援名義	上記以外のイベント

(4) 経費の一部補助（補助金の交付）

ア 補助金交付対象事業 **★改正ポイント③**

次の1～4のいずれかにあてはまる事業を申請する団体は、

令和6年度以降を通算して3回までに限り、経費の一部補助を受けることができます。

<補助金交付金額上限：補助対象経費の1/2 かつ **15万円**>

補助金交付対象事業	
1	子育て支援・次世代育成の視点で、主に子ども（乳幼児から小・中学生、高校生まで）を対象とした、参加体験や普及を目的とする芸術文化事業 <例>・0歳児から親子で鑑賞できる公演等 ・小学生や中学生等を対象とした音楽やアート制作の体験ワークショップ
2	インクルージョンの視点で、共生社会の実現を目指し、障害の有無や国籍、性別などの様々な違いに関わらず参加できる芸術文化事業 <例>障害の有無に関わらず誰もが参加しやすい環境を整えた体験ワークショップ
3	緑区内で自主的に活動する複数（3団体以上）のアマチュア等グループが合同で運営に携わり、相互の交流の促進を目的とする芸術文化事業 <例>区内で活動するサークル・団体による合同演奏会・発表会等で、各団体が単に出演をするだけでなく運営にも参加しているもの
4	新進芸術家の育成及び活躍の場の提供を目的とする芸術文化事業 ※新進芸術家とは「18歳（高校卒業程度）以上39歳以下で現在芸術活動中の芸術家」のことを指します。 ※対象者（出演者・作品出品者等）の一部のみが新進芸術家とする事業は交付対象外とします。 <例>・若手アーティストを対象としたオーディション・コンペ形式等の公演、及びその入賞者等による受賞記念公演 ・若手アーティストが出演する公演で、次世代への橋渡しとなるワークショップや交流事業等を合わせて実施するもの

【留意事項】

- 令和6～8（2024～2026）年度に連続して本補助金の交付実績がある団体は、令和9（2027）年度以降は補助金交付の対象外となります。
- 2,500円を超える入場料・参加料等を徴収して事業を実施する場合は補助金交付の対象外となります。（※複数の料金設定がある場合は一番高い料金で判断）
- 補助金の交付は、同一年度につき1回までです。（「3（4）ア 補助金交付対象事業」のいずれか1事業のみ申請可）
- 補助金の交付対象となる事業は、審査会にて提案内容に関する審査を行い、予算の範囲内で補助金交付額を決定しますので、申請金額を下回る金額の交付となる場合があります。なお、経費の一部補助実施の可否については、横浜市会における2027年度予算の議決をもって確定します。
- 当該補助金とは別に他の機関又は制度における同様の趣旨の補助金の交付を受けているまたは交付されることが確定している場合は、補助金交付の対象外とします。

イ 補助の対象となる経費

- ① 会員以外への出演料
- ② 会員以外の協力者（講師等）への謝礼
- ③ 本番会場および物品の利用料（ただし、事前会議等の会議室利用料は除く）
- ④ 印刷費（チラシ、プログラム等）
- ⑤ 通信運搬費（ただし、電話・Eメール・FAX及びインターネット利用料（クラウド、ホームページ利用料等含む）は除く）
- ⑥ 保険料
- ⑦ 材料費及び事務用の消耗品費
- ⑧ 会場設営等の事業の実施に係る委託料
- ⑨ 手数料（チケット販売手数料、広告掲載料等）
- ⑩ 著作権使用料
- ⑪ その他、区長が必要と認める経費

4 申請書類

（1）提出が必要な書類

ア 緑・芸術文化活動支援事業参加申請書【第1号様式】

イ 事業計画書【第2号様式】

※補助金の交付を申請する事業については、審査会における評価の参考とするため、別紙様式の提出も必要です。

別紙1（子育て枠） 別紙2（インクルージョン枠）

別紙3（アマチュア枠）別紙4（新進芸術家枠）

ウ 収支予算書【第3号様式】

エ 団体概要書【第4号様式】

オ 団体名簿【第5号様式】

カ 団体の規約、会則その他これらに類する書類

キ 直近年の収支決算書等、団体の運営状況および事業経費の収支内容が分かる資料

ク 過去に実施したイベントの映像、音声データ、写真等、団体の活動内容が分かる資料

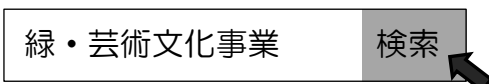
なお、補助金交付申請を行う場合は、団体要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

また、提出いただいたDVD、CD、写真等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
提出の際は、コピーしたものををご用意ください。

(2) 様式の入手方法

提出が必要な書類のうちア～オについては、緑区役所ウェブページからダウンロードできるほか、緑区地域振興課（区役所4階41番窓口）及び緑区市民活動支援センター「みどりーむ」にて配布しています。

<緑区HP>



5 申請方法

以下のいずれかの方法で、書類一式を緑区地域振興課生涯学習支援係までご提出ください。

- ① 郵送 ② 窓口に持参 ③ メール

※メールで提出の場合、受信確認のため、メール送信後に必ずお電話をお願いします。

なお、閉庁時間を過ぎて提出した場合は翌営業日にお電話をお願いします。

6 申請から事業終了までの流れ

手続き内容		スケジュール	
申請者	区役所	上半期実施のイベント	下半期実施のイベント
申請書類の提出		8/3(月)17時 必着	1/14(木)17時 必着
	審査会による書類審査後、参加の可否を通知	2026年9月頃	2027年3月頃
	施設の優先予約	開催日による	
	補助金交付予定金額の通知 ※補助金対象事業の場合	2027年3月頃	
広報よこはま緑区版の原稿提出		掲載希望月の3か月前の20日まで	
広報紙、チラシ等での広報活動		随時	
イベント開催		開催日による	
事業実施報告書等の提出		イベント終了後速やかに	

※補助金交付が決定した事業については、2027年4月以降に別途、交付手続きが必要となります。

7 申請・問合せ

緑区役所地域振興課生涯学習支援係（区役所4階41番窓口）

〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地

電話：045-930-2236 メール：md-gakushu@city.yokohama.lg.jp